# 第11期
# 定時株主総会
# 招集ご通知

SHARING TECHNOLOGY

シェアリングテクノロジー株式会社

証券コード：3989

**日時**

2017年12月19日（火曜日）
午前10時（受付開始　午前９時30分）

**場所**

名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
名古屋銀行協会
２階 201号室

（裏表紙前（30ページ）の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください）

**決議事項**

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

株主総会ご出席の株主様へのお土産はございません。
何卒ご理解のほどよろしくお願い申しあげます。





## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社は2017年8月3日をもちまして、株式を東京証券取引所マザーズ及び名古屋証券取引所セントレックスへ同時上場をいたしました。これもひとえに株主の皆様のご支援・ご高配の賜物と心より御礼申しあげます。

当社第11期定時株主総会を2017年12月19日に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けさせていただきます。

今後も引き続き変らぬご支援、ご指導を賜りますようお願い申しあげます。

代表取締役CEO　引字 圭祐

## PHILOSOPHY

企業理念

社会のニーズに「市場」を提供し、
持続可能な「テクノロジー」を創出します

シェアリングテクノロジーQ&Aを27〜29ページに掲載しておりますのでご覧ください。

証券コード：3989
2017年12月１日

株 主 各 位

名古屋市中区丸の内三丁目23番20号
**シェアリングテクノロジー株式会社**
代表取締役CEO　引字圭祐

# 第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2017年12月18日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

**１．日　　時**　2017年12月19日（火曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）

**２．場　　所**　名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
名古屋銀行協会　２階　201号室
（裏表紙前（30ページ）の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。）

**３．会議の目的事項**

**報告事項**　第11期（2016年10月１日から2017年９月30日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件

**決議事項**

**第１号議案**　定款一部変更の件

**第２号議案**　取締役４名選任の件

**第３号議案**　監査役１名選任の件

以　上

1．当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

2．本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト※に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

(1) 事業報告「会社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」

(2) 計算書類「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

3．株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト※に掲載させていただきます。

4．本総会の決議結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト※に掲載させていただき、書面による決議通知はお送りいたしませんので、ご了承ください。

※当社ウェブサイト　https://www.sharing-tech.jp/

# 議決権行使についてのご案内

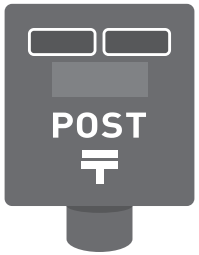
## 株主総会にご出席いただく場合



**株主総会開催日時** **2017年12月19日（火曜日）午前10時**

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

## 株主総会にご出席いただけない場合




### 郵送による議決権行使

**行使期限** **2017年12月18日（月曜日）午後６時到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。
なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

# 株主総会参考書類

**第１号議案**　　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社の属するライフサービス市場には、未だ参入を実現できていない領域が数多く存在し、ライフサービス市場での更なる領域拡大を図るべく、定款の目的事項を追加するものであります。

２．変更の内容

変更は下記のとおりであります。

（下線部分が変更箇所）

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
|---|---|
| （目的）<br>第２条　当会社の目的は次のとおりとする。<br>１～４　（条文省略）<br>＜新設＞<br>＜新設＞<br>＜新設＞<br>＜新設＞<br>＜新設＞<br>５　前各号に附帯する一切の業務 | （目的）<br>第２条　当会社の目的は次のとおりとする。<br>１～４　（現行どおり）<br>５　損害保険代理店業<br>６　労働者派遣業<br>７　有料職業紹介業<br>８　宿泊業<br>９　総合レンタル業<br>10　前各号に附帯する一切の業務 |

**第２号議案**　取締役４名選任の件

取締役全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役４名の選任ををお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

## 1．引字（ひきじ）　圭祐（けいすけ）　再任

（1985年２月13日生）　所有する当社の株式数　2,392,200株

**● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

2006年11月　当社設立　代表取締役CEO就任　経営全般担当（現任）

**● 特別の利害関係**

取締役候補者　引字圭祐氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

## 2．篠（しの）　昌義（まさよし）　再任

（1984年11月５日生）　所有する当社の株式数　0株

**● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

2011年12月　有限責任監査法人トーマツ　入所
2015年10月　税理士法人平成会計社　入所
2016年８月　当社　入社
2016年８月　当社　取締役CFO就任
2017年９月　当社　取締役CFO　管理本部長就任（現任）

**● 特別の利害関係**

取締役候補者　篠　昌義氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

## 3. 浅井 啓雄（あさい ひろお）

再任 社外 独立

（1983年８月７日生）

所有する当社の株式数　0株

**● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

2007年９月　楽天株式会社　入社
2012年２月　有限責任あずさ監査法人　入所
2016年７月　柴田会計事務所　入所（現任）
2016年10月　当社　取締役就任（現任）

**● 特別の利害関係**

取締役候補者　浅井啓雄氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

## 4. 松井 知行（まつい ともゆき）

新任 社外 独立

（1983年２月20日生）

所有する当社の株式数　0株

**● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

2011年９月　春馬・野口法律事務所　入所（現任）
2017年９月　トビラシステムズ株式会社　社外取締役就任（現任）

**● 特別の利害関係**

取締役候補者　松井知行氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

（注）１．浅井啓雄氏及び松井知行氏は社外取締役候補者であります。
２．浅井啓雄氏につきましては、監査法人、会計事務所における経験と見識をもとに、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。なお、同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって１年２か月であります。
３．松井知行氏につきましては、弁護士としての豊富な知識と経験を有し、法務・コンプライアンスを中心に当社の経営に対する監督や経営全般に係る助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
４．浅井啓雄氏及び松井知行氏は、取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、浅井啓雄氏及び松井知行氏の選任が第11期定時株主総会で承認された場合、独立役員となる予定であります。

**第３号議案**　監査役１名選任の件

監査役　葉山憲夫氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ぜんり　ゆういち
## 善利 友一

新任　社外　独立

(1985年９月21日生)

所有する当社の株式数　0株

**● 略歴、地位及び重要な兼職の状況**

2012年12月　虎ノ門法律経済事務所　入所（現任）
2017年８月　株式会社オールハーツ・カンパニー　社外監査役就任（現任）

**● 特別の利害関係**

監査役候補者　善利友一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

（注）１．善利友一氏は社外監査役候補者であります。
２．善利友一氏は、弁護士として法律に関する高い経験と見識を有しており、社外監査役としての監査機能の実効性を高めていただくため、監査役として選任するものであります。
３．善利友一氏は、取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、善利友一氏の選任が第11期定時株主総会で承認された場合、独立役員となる予定であります。
４．善利友一氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令の定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

以　上

（添付書類）

# 事　業　報　告

第11期（2016年10月１日から2017年９月30日まで）

## １．会社の現況に関する事項

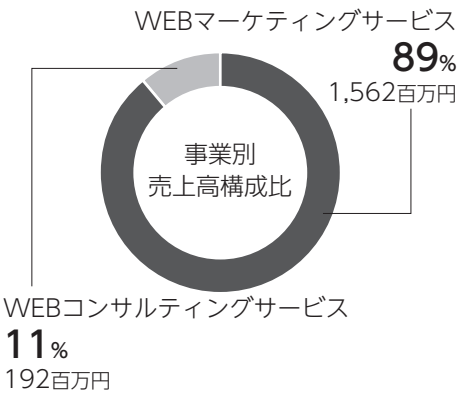
### （1）事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策を背景に企業収益や雇用環境の改善が続いており、個人消費も底堅く推移するなど緩やかな景気の回復基調で推移いたしました。しかしながら、米国新政権の今後の政策内容や保護主義傾向への懸念、英国のＥＵ離脱問題などによる欧州経済の混迷、中国やアジア新興国並びに資源国における景気減速などへの懸念から為替相場や株式市況が変動するなど、先行き不透明感が残る状況が続いております。

このような状況の下、当社はバーティカルメディアサイトの運営においてコンテンツ強化や、更なるサービス提供範囲の拡充等による既存事業の継続的な強化、及びポータルサイトである「生活110番」のコンテンツ強化等による新たな成長基盤の確立に取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は1,754,467千円（前事業年度比53.7％増）、営業利益は400,603千円（前事業年度比602.8％増）、経常利益は389,928千円（前事業年度比598.7％増）となりました。また、当期純利益は268,128千円（前事業年度比1,153.4％増）となりました。

| | | |
|---|---|---|
| 売上高 | 1,754百万円 | 前事業年度比 53.7%増 |
| 営業利益 | 400百万円 | 前事業年度比 602.8%増 |
| 経常利益 | 389百万円 | 前事業年度比 598.7%増 |
| 当期純利益 | 268百万円 | 前事業年度比 1,153.4%増 |




**(2) 設備投資の状況**

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は45百万円であります。主な設備投資としましては、管理システムの構築、新規Ｗｅｂサイトの制作によるものであります。

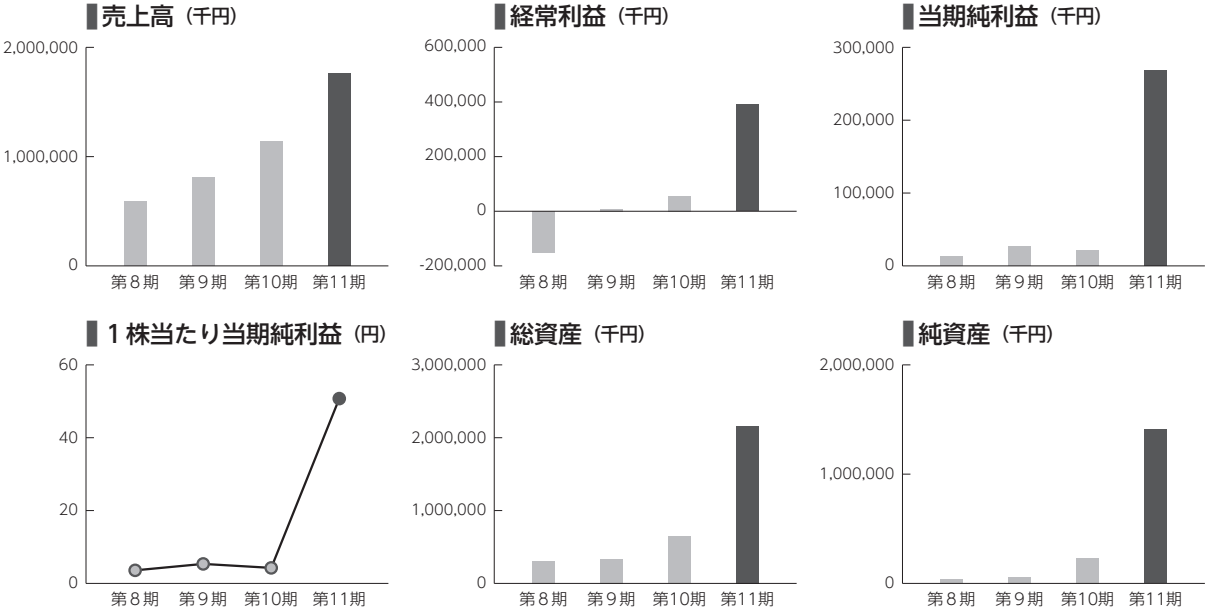
**(3) 資金調達の状況**

当社は、東京証券取引所マザーズ市場及び名古屋証券取引所セントレックス市場への株式上場に伴い、2017年８月２日を払込期日として、国内における一般募集（ブックビルディング方式による募集）として、新株式600,000株の発行（引受価額１株につき1,472円）により、総額883,200千円の資金調達を行いました。また、その他に、金融機関からの借入金150,000千円及び社債の発行250,000千円も行いました。

## （4）財産及び損益の状況

| 区　分 | 第８期<br>2014年９月期 | 第９期<br>2015年９月期 | 第10期<br>2016年９月期 | 第11期（当期）<br>2017年９月期 |
|---|---|---|---|---|
| 売　上　高（千円） | 587,116 | 806,504 | 1,141,757 | 1,754,467 |
| 経　常　利　益（千円） | △151,084 | 6,813 | 55,805 | 389,928 |
| 当 期 純 利 益（千円） | 12,814 | 26,559 | 21,392 | 268,128 |
| １株当たり当期純利益 | ３円59銭 | ５円39銭 | ４円27銭 | 50円78銭 |
| 総　資　産（千円） | 309,191 | 340,625 | 645,778 | 2,152,085 |
| 純　資　産（千円） | 34,635 | 60,377 | 234,269 | 1,405,304 |

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
２．当社は2017年４月12日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。第８期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。



**(5) 対処すべき課題**

当社の継続的な発展及び経営基盤の安定を図っていくために、以下の事項を今後の事業展開における主要な経営課題と認識し、事業展開を図る方針であります。

① 統合サイト「生活110番」のユーザビリティ向上及びサービスラインの拡充

当社のWEB事業では、現状、各「バーティカルメディアサイト」ごとにユーザーを集客しており、今後当社が更なる集客強化を図るためには、統合サイト「生活110番」のユーザビリティ向上及びサービスラインの拡充が不可欠であると認識しております。「生活110番」のユーザビリティ向上及びサービスライン拡充に伴い集客力が向上すれば、リスティング広告（注１）を始めとする有料広告投資の比率が低減し、「生活110番」を通じたオーガニック検索（注２）経由の集客強化が見込まれるため、広告費効率と利益率の向上が可能になると認識しております。

この課題に対応するため、当社では「生活110番」において、継続した投資を行っていき、より一層の集客力や収益性の強化を図って参ります。

（注）１．リスティング広告とは、GoogleやYahoo!等の検索エンジンで、ユーザーがあるキーワードで検索した際に、その検索キーワードに連動して表示される広告のことです。
２．オーガニック検索とは、GoogleやYahoo!等の検索エンジンで、ユーザーがあるキーワードで検索した際に、表示される検索結果のうちリスティング広告等の広告枠でない部分を指します。

② 既存サービスの収益拡大

当社は、ライフサービス領域に関するバーティカルメディアサイトを193サイト（2017年９月30日時点）運営しておりますが、社内リソースの不足等の要因からサイト改良等の施策が十分に講じられているサイト（注力サイト）は売上上位の35サイト程度に留まっております。今後、当社が長期的な成長を持続し、発展・拡大をさせていくためには、改善余地の高いサイト（未注力サイト）への更なる注力が必要不可欠なものと考えております。

これら未注力サイトに対して十分な施策を講じられるよう優秀な人材の確保に努めるとともに、注力サイトで蓄積されたノウハウを活用することで、集客力の向上を図って参ります。

③　新規サービスの拡充

当社は、ライフサービス領域に関する119のサービスジャンルを提供（2017年９月30日時点）しておりますが、社会においては、当領域にかかわらず、様々な顧客ニーズが存在しており、当社が提供しているサービスは未だその一部に留まっているものと考えております。

引き続きユーザーが真に必要としているニーズを的確に捉え、求められているサービスを適宜新設することにより、当社ユーザーの更なる利便性向上並びに当社収益力の向上に取り組んで参ります。

④　優良な加盟店ネットワークの拡充

当社は、社内規程による審査やユーザー評価等の情報に基づく加盟店評価を通じて2,318加盟店（2017年９月30日時点）の優良加盟店のネットワークを築いており、当該ネットワークがユーザーに対する良質なサービス提供の源泉であると認識しております。今後の継続的な発展及び経営基盤の安定を図るため、より一層の優良加盟店との関係性強化を推進して参ります。

⑤　内部管理体制の強化

当社が今後更なる業容拡大を図るためには、各種業務の標準化と効率化の徹底を図ることにより事業基盤を確立させることが重要な課題であると認識しております。そのために当社は、従業員に対し業務フローやコンプライアンス等を周知徹底させ、内部管理体制を強化するとともに、各種業務の標準化と効率化を図って参ります。

⑥　優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社は今後の更なる成長のために、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに沿った組織体制の強化が不可欠であると認識しております。教育体制の整備を進め人材の定着と能力の底上げを行っていくとともに、継続的な採用活動を通じて、当社の企業理念、風土にあった人材の登用を進めて参ります。

⑦　システムの安定的な稼働

当社のバーティカルメディアサイト、総合プラットフォームサイト「生活110番」はWEB上で運営されており、より快適な状態でユーザーにサービスを提供するにはシステムを安定的に稼働させ、問題が発生した場合には適時に解決する必要があると認識しております。そのため、システムを安定的に稼働させるための人員の確保・拡充に努めて参ります。

⑧　新規事業への投資

当社は現在WEB事業のみを行っておりますが、当社の企業理念に沿って社会のニーズを的確にとらえ、WEB事業以外の新規事業への投資を行い、収益の多様化を図る必要があると考えております。

新規事業への投資の一環として、来期以降、既存のマンションを転用し、ホテルとして事業運営を行う民泊型ホテル事業を開始することとなりました。

今後も収益の多様化を図るため、引き続き新規事業の開発に努めて参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

### (6) 主要な事業内容（2017年９月30日現在）

ＷＥＢ事業（ＷＥＢマーケティングサービス及びＷＥＢコンサルティングサービス）

### (7) 主要な事業所（2017年９月30日現在）

| | |
|---|---|
| 本社 | 名古屋市中区丸の内３-23-20　ＨＦ桜通ビルディング２Ｆ |
| 東京オフィス | 東京都港区南青山１-２-６　ラティス青山スクエア２Ｆ |

### (8) 従業員の状況（2017年９月30日現在）

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 97名 | +44名 | 28.7歳 | 1.4年 |

(注)　上記従業員数には、パートタイマー55名は含まれておりません。

### (9) 主要な借入先（2017年９月30日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---|---|
| 株式会社名古屋銀行 | 135百万円 |

## 2．会社の状況に関する事項

### （1）株式に関する事項（2017年９月30日現在）

① 発行可能株式総数　20,000,000株
② 発行済株式の総数　5,801,500株
③ 株主数　2,462名
④ 大株主

| 株　主　名 | 持 株 数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 引字　圭祐 | 2,392,200株 | 41.2% |
| 榊原　暢宏 | 714,200株 | 12.3% |
| 綿引　一 | 714,200株 | 12.3% |
| MSIVC2012V投資事業有限責任組合 | 250,000株 | 4.3% |
| アイビス新成長投資事業組合第３号 | 164,000株 | 2.8% |
| NOMURA　PB　NOMINEES　LIMIT | 100,000株 | 1.7% |
| 楽天証券株式会社 | 89,000株 | 1.5% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 85,200株 | 1.5% |
| 株式会社ベクトル | 81,900株 | 1.4% |
| 株式会社ＳＢＩ証券 | 62,200株 | 1.1% |

### （2）会社の新株予約権等に関する事項

法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.sharing-tech.jp/）に掲載しております。

### (3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項

(2017年９月30日現在)

| 地　　位 | 氏　　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役CEO | 引 字 圭 祐 | 経営全般 |
| 取 締 役 CFO | 篠　　昌 義 | 管理本部長 |
| 取　締　役 | 田 中 慎 也 | |
| 取　締　役 | 淺 井 啓 雄 | 柴田会計事務所　公認会計士 |
| 常 勤 監 査 役 | 鈴 木　　快 | |
| 監　査　役 | 小木曽 正 人 | 小木曽公認会計士事務所　所長<br>株式会社トレジャリンク　代表取締役<br>株式会社ティア　社外取締役 |
| 監　査　役 | 葉 山 憲 夫 | 葉山社会保険労務士事務所　所長<br>株式会社東名　社外監査役<br>株式会社医用工学研究所　社外監査役 |

(注) 1．取締役の田中慎也氏及び淺井啓雄氏は、社外取締役であります。
2．常勤監査役の鈴木快氏、監査役の小木曽正人氏及び葉山憲夫氏は、社外監査役であります。
3．当社は、社外取締役の淺井啓雄氏、社外監査役の鈴木快氏、小木曽正人氏及び葉山憲夫氏を、取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．監査役小木曽正人氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．事業年度中に退任した取締役

| 氏　　名 | 退 任 日 | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|---|
| 鈴　木　　始 | 2017年８月31日 | 辞任 | 取締役　人事総務部　部長 |
| 植 田 栄 作 | 2017年８月31日 | 辞任 | 取締役　マーケティング事業部　部長 |

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分 | 支給人数 | 報酬等の額 | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 取締役 | 6名 | 45,590千円 | (うち社外　2名　2,640千円) |
| 監査役 | 3名 | 11,400千円 | (うち社外　3名　11,400千円) |

(注) 1．当事業年度末現在の取締役は４名（うち社外取締役は２名)、監査役は３名（うち社外監査役は３名）であります。上記の対象となる役員の員数と相違しておりますのは、2017年８月31日付で退任した取締役２名が含まれているためであります。

2．役員の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役職に応じた全社的な貢献、職責、会社の業績等を勘案して、取締役については取締役会で、監査役については監査役の協議で決定しております。

④ 社外役員に関する事項

イ　重要な兼職先である法人等と当社との関係

・取締役田中慎也氏は、重要な兼職先はありません。
・取締役淺井啓雄氏は、柴田会計事務所公認会計士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役鈴木快氏は、重要な兼職先はありません。
・監査役小木曽正人氏は、小木曽公認会計士事務所所長、株式会社トレジャリンク代表取締役、株式会社ティア社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
・監査役葉山憲夫氏は、葉山社会保険労務士事務所所長、株式会社東名社外監査役、株式会社医用工学研究所社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ　当事業年度における主な活動

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|---|---|---|
| 社外取締役 | 田中　慎也 | 当事業年度に開催した取締役会17回すべてに出席し、IT業界での経験や経営経験など幅広い知見と経験から、取締役会において意思決定にかかわる意見やアドバイスを述べています。 |
| 社外取締役 | 淺井　啓雄 | 当事業年度に開催した取締役会17回すべてに出席し、IT業界での経験や公認会計士としての高度な人格と会計税務に関する専門的な知識から、取締役会において意思決定にかかわる意見やアドバイスを述べています。 |
| 社外監査役 | 鈴木　快 | 当事業年度に開催した取締役会17回すべてに出席し、また監査役会14回のすべてに出席し、内部監査業務の経験や監査法人での勤務経験など専門的な知見と経験から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べ、また、監査役会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べています。 |
| 社外監査役 | 小木曽　正人 | 当事業年度に開催した取締役会17回すべてに出席し、また監査役会14回のすべてに出席し、公認会計士としての高度な人格と会計税務に関する専門的な知識から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べ、また、監査役会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べています。 |
| 社外監査役 | 葉山　憲夫 | 当事業年度に開催した取締役会17回のうち14回に出席し、また監査役会14回のすべてに出席し、特定社会保険労務士としての労務に関する専門的な知識から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べ、また、監査役会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べています。 |

### (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称
新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支払額 |
|---|---|
| 監査証明業務に基づく報酬（千円） | 13,500 |
| 非監査業務に基づく報酬（千円） | 1,000 |

（注）1．当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、会計監査の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

③　非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務であるコンフォートレターの作成についての対価を支払っております。

④　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

**(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況**

法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.sharing-tech.jp/）に掲載しております。

**(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は未だ成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、企業体質の強化、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから、創業以来配当は実施しておらず、現時点において配当の実施及びその時期等については未定でありますが、将来的には、財政状態、経営成績、事業計画等を勘案し、株主への利益還元策を決定していく所存であります。

なお、当社は、剰余金の配当を行う場合には、年１回の期末配当を基本方針としており、剰余金の配当等を取締役会の決議で行う旨を定款に定めております。

---

（注）　本事業報告中に記載の金額などは表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2017年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **1,883,169** | **流動負債** | **444,280** |
| 現金及び預金 | 1,578,846 | 1年内返済予定の長期借入金 | 30,000 |
| 売掛金 | 211,224 | 1年内償還予定の社債 | 35,000 |
| 貯蔵品 | 202 | 未払金 | 98,123 |
| 前払金 | 21,600 | 未払費用 | 50,544 |
| 前払費用 | 53,164 | 資産除去債務 | 11,730 |
| 未収入金 | 1,003 | 未払法人税等 | 129,329 |
| 繰延税金資産 | 16,837 | 未払消費税等 | 62,906 |
| その他 | 2,891 | 賞与引当金 | 11,856 |
| 貸倒引当金 | △2,600 | その他流動負債 | 14,791 |
| | | **固定負債** | **302,500** |
| **固定資産** | **268,915** | 社債 | 197,500 |
| **有形固定資産** | **23,948** | 長期借入金 | 105,000 |
| 建物附属設備（純額） | 11,801 | **負債合計** | **746,780** |
| 工具、器具及び備品（純額） | 12,146 | **純資産の部** | |
| **無形固定資産** | **73,735** | **株主資本** | **1,400,058** |
| ソフトウエア | 73,735 | **資本金** | **570,079** |
| **投資その他の資産** | **171,232** | **資本剰余金** | **535,079** |
| 出資金 | 10 | 資本準備金 | 535,079 |
| 破産更生債権等 | 4,775 | **利益剰余金** | **294,900** |
| 長期前払費用 | 8,211 | その他利益剰余金 | 294,900 |
| 繰延税金資産 | 9,490 | 繰越利益剰余金 | 294,900 |
| 差入保証金 | 153,521 | **新株予約権** | **5,246** |
| 貸倒引当金 | △4,775 | **純資産合計** | **1,405,304** |
| **資産合計** | **2,152,085** | **負債・純資産合計** | **2,152,085** |

# 損 益 計 算 書

（2016年10月 1 日から
2017年 9 月30日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **1,754,467** |
| **売上原価** | | **4,772** |
| **売上総利益** | | **1,749,694** |
| **販売費及び一般管理費** | | **1,349,091** |
| **営業利益** | | **400,603** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び受取配当金 | 9 | |
| 受取手数料 | 34 | |
| 償却債権取立益 | 261 | |
| その他 | 41 | 347 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 2,094 | |
| 社債利息 | 534 | |
| 社債発行費 | 3,739 | |
| 支払手数料 | 4,651 | |
| その他 | 2 | 11,022 |
| **経常利益** | | **389,928** |
| **税引前当期純利益** | | **389,928** |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 129,540 |
| 法人税等調整額 | | △7,739 |
| **当期純利益** | | **268,128** |

# 会計監査人の監査報告書　謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年11月17日

シェアリングテクノロジー株式会社
取　締　役　会　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　川　昌　美　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　江　戸　川　泰　路　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、シェアリングテクノロジー株式会社の平成28年10月１日から平成29年９月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 監査役会の監査報告書　謄本

## 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年10月１日から平成29年９月30日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年11月17日

シェアリングテクノロジー株式会社　監査役会

常勤監査役（社外）　鈴　木　　快　㊞

監　査　役（社外）　小木曽　正　人　㊞

監　査　役（社外）　葉　山　憲　夫　㊞

以　上

# M E M O

# M E M O

# M E M O

# Q&A
## シェアリングテクノロジーQ&A

**Q** 2017年8月3日に新規上場されましたが、
シェアリングテクノロジーの沿革を教えてください。

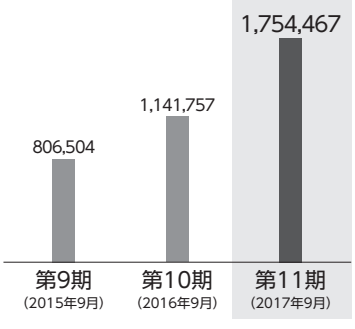
**A** 当社の沿革は下記のとおりとなります。

| | |
|---|---|
| **2006年11月** | 株式会社リッツ(現当社)設立 |
| **2009年 7 月** | インターネット回線の取次サービスを提供する「ネット110番」事業を開始 |
| **2012年 4 月** | ライフサービス領域に関する「バーティカルメディアサイト」の運営等を目的として、「WEB事業」を開始 |
| **2013年12月** | 「ネット110番事業」を会社分割によりネット110番株式会社を新設し、子会社化<br>(その後、株式譲渡により非子会社化) |
| **2015年 9 月** | 「シェアリングテクノロジー株式会社」に社名変更 |
| **2017年 8 月** | 東京証券取引所マザーズ及び名古屋証券取引所セントレックスへ同時上場 |

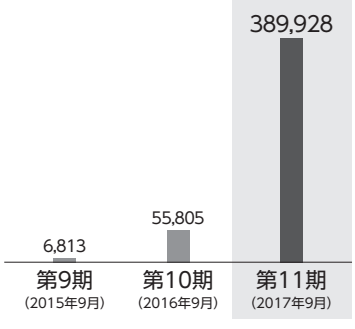
**Q** 業績について教えてください。

**A** 当社の過去３期分の業績は下記のとおりとなります。

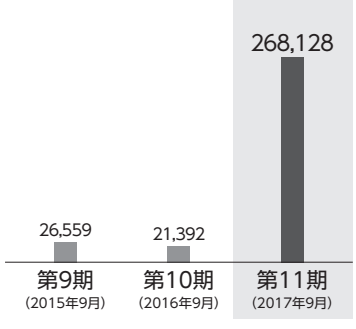
**売上高** (単位：千円)




**経常利益** (単位：千円)

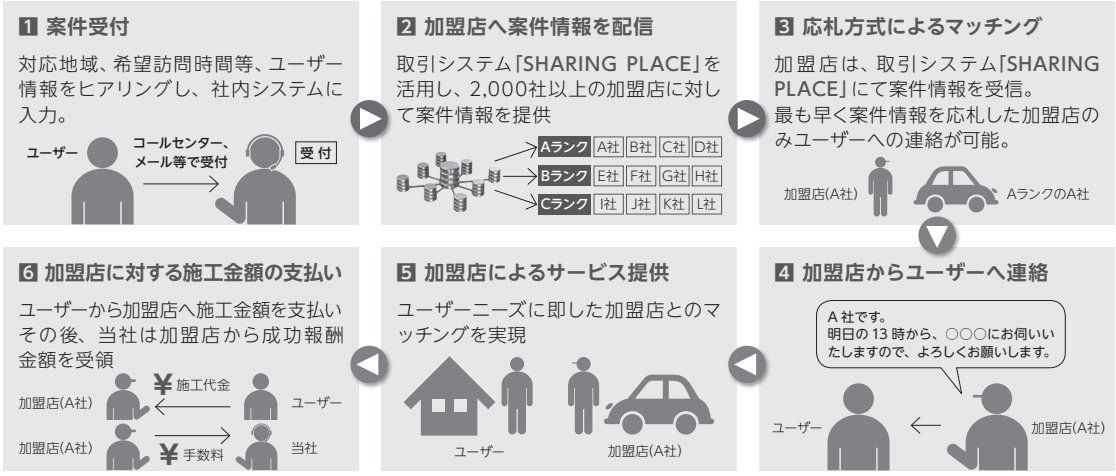



**当期純利益** (単位：千円)



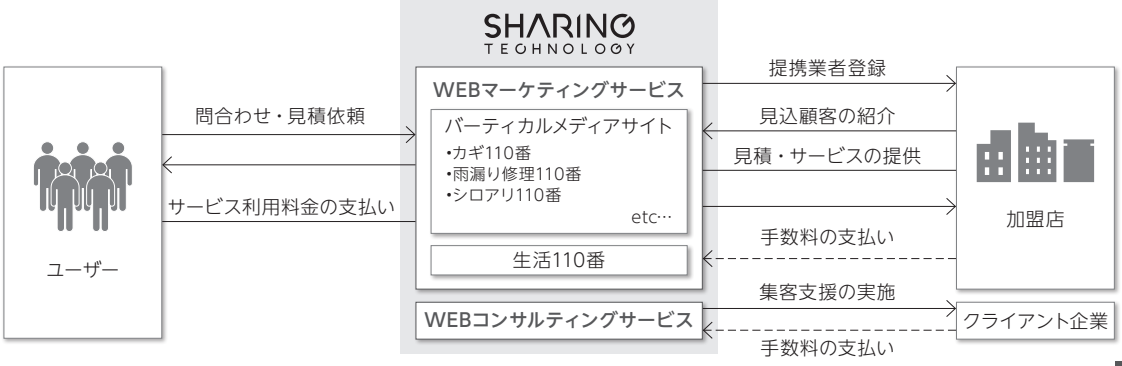
## Q WEBマーケティングサービスの流れについて教えてください。

**A** 当社は応札方式によるマッチングを利用し、全国各地の加盟店の中からユーザーに適した加盟店を紹介します。




## Q ビジネスモデルについて教えてください。

**A** WEBマーケティングサービスでは、「成果報酬型」、「紹介報酬型」、「その他」の3タイプの収益体系があり、**「成果報酬型」による案件が全体の多く**を占めます。WEBコンサルティングサービスでは、クライアント企業のインターネットユーザー集客にかかるコンサルティング料として、月額固定料金を受領しております。



**Q** 特徴や強みについて教えてください。

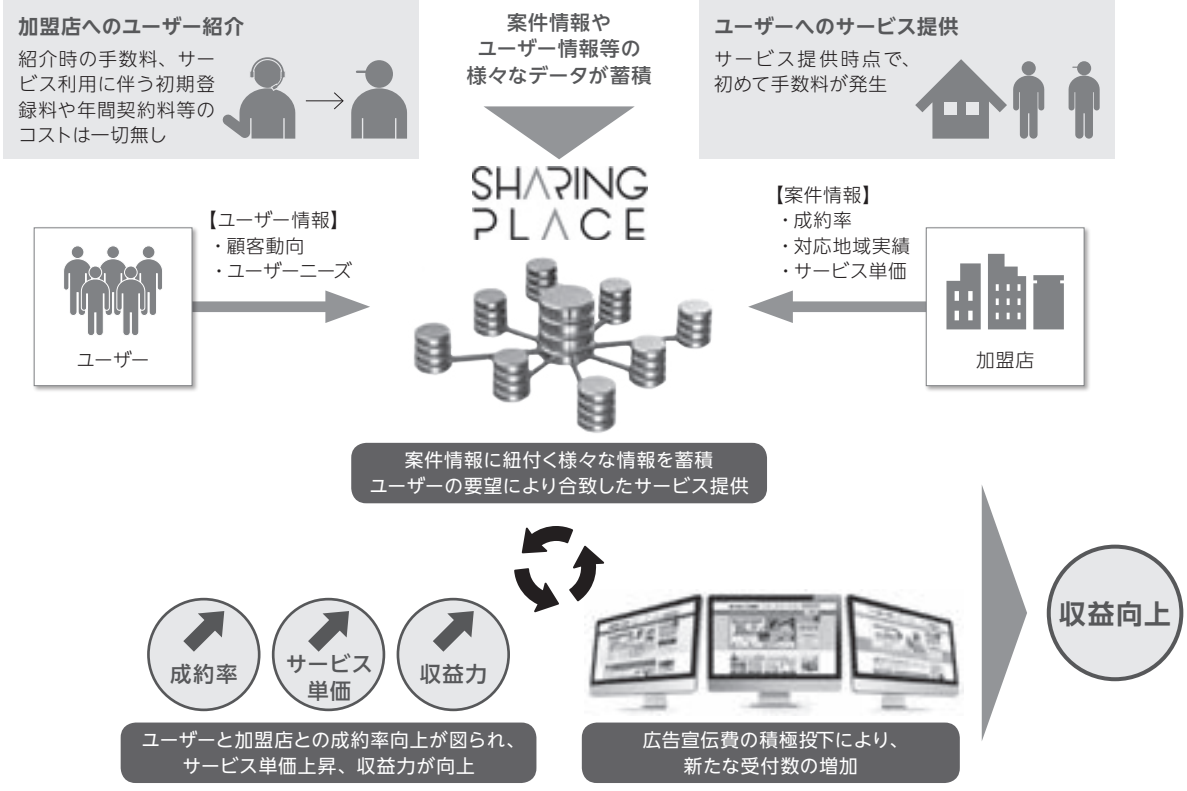
**A**

**1 成果報酬型のビジネスモデル**

成功報酬型の料金体系は、当社が紹介したユーザーと実際に成約できた場合のみ手数料の支払い義務が発生します。加盟店にとっては、集客コストの抑制を図りながら効率的に受注案件の獲得並びに売上の拡大を図ることが可能となります。

**2 「SHARING PLACE」へのデータ蓄積に比例して収益が向上していく事業構造**

「SHARING PLACE」を利用し、データ蓄積に比例し収益が向上していく好循環を実現します。

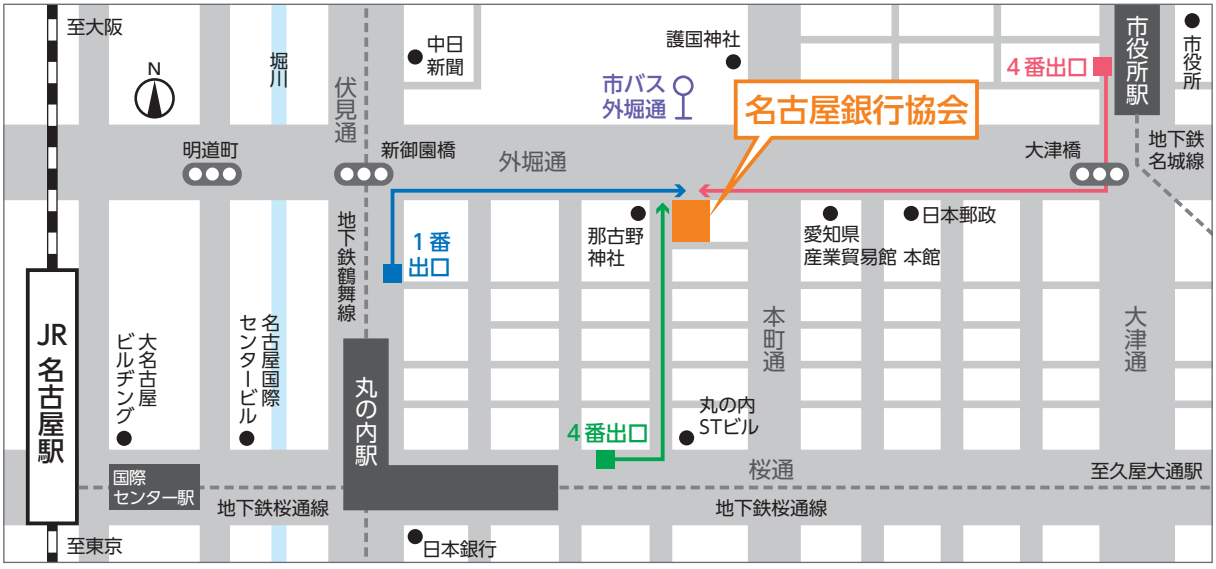


# 株主総会会場ご案内図



## 名古屋銀行協会
2階 201号室

所在地　名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
TEL　052-231-7851（代表）




**周辺アクセス**　お願い：当日は駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

### 地下鉄でご来場の方

- 桜通線「丸の内駅」4番出口より徒歩 約6分
- 鶴舞線「丸の内駅」1番出口より徒歩 約6分
- 名城線「市役所駅」4番出口より徒歩 約8分

### 市営バスでご来場の方

- 名古屋駅（8番のりば）幹名駅1系統・名駅14系統「外堀通」バス停下車すぐ


シェアリングテクノロジー株式会社
〒460-0002　名古屋市中区丸の内3-23-20 HF桜通ビルディング2F
TEL　052-971-9200



FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK
UD FONT


SHARING
TECHNOLOGY